

子ども活動補助金のご案内

こどもたちの活動を 応援します！



子ども活動補助金の例

○夏休み、ラジオ体操で場所を借りたお礼に草刈りをした時

子どもの飲み物、ゴミ袋、草刈りガマ、場所を貸してくださった方へのお礼

○子ども会の夏祭りで花火大会、ビンゴ大会をした時

子どもの飲み物、花火代、ビンゴ大会準備用の事務用品（画用紙、ペン）

○登校班で送別会（クッキング）をした時

子どもの飲み物、クッキングの材料費や消毒液などの消耗品

○スポーツ少年団の親睦会でボウリングをした時

ボウリングのゲーム代（金額に上限あり）



★補助を受けられるのは、3人以上で結成されたグループ、子ども会などです。

補助の対象は0歳～18歳未満。

※拠点が神門地区にあるスポーツ少年団等も申請可能です。

登校班もOK！

★補助の対象になる活動

季節行事、地域行事、交流・レクリエーション、体験活動、ボランティア活動、野外活動、クッキング体験、スポーツ活動、研究・学習などの活動と子ども会だよりの作成など。（大人が調理して提供するもの、キットなどセットになったものは対象外です。）

わからないことがあったら

神門地区青少年育成協議会

（事務局：神門コミュニティセンター内）

に相談しましょう。



詳しくは裏面へ

1. 補助を受けたいときは神門地区青少年育成協議会事務局に、申請書を提出しましょう。

- ①活動の内容や費用、参加される子どもの人数などを説明して、補助を受けられる活動かどうか聞いてください。
- ②補助を受けることになったら、事務局の説明にしたがって書類を提出しましょう。
(地区の判断による任意の書式)
- ③活動の準備をします。
買い物をしたときは、内容がわかるレシートや領収書(明細がきちんと書いてあるもの)を全部保管しておきます。
- ④活動が終わったら、報告書を神門地区青少年育成協議会事務局へ提出しましょう。
用紙は事務局にあります。補助の対象となる費目と金額を記入していただきます。

※補助を受けられるのは、申請書と一緒にお渡しする【費目一覧】にある費用です。
神門地区青少年育成協議会の予算の範囲で補助を受けられます。

「費目」によってはいくらまでと限度が決まっているものもあります。

また、活動のためでも、何年も使用できる機械器具を購入する費用、交通費、宿泊費等は補助が受けられません。

2. 申請書締め切り 令和8年6月30日(火)必着

3. 補助金決定について

締め切り後、申請書により神門地区青少年育成協議会が協議して補助金を決定し、個別に連絡をします。※当協議会の予算の範囲以内で決定します。

4. 実施報告の提出について

活動時の写真を必ず写してください。事業が終了したら報告書を作成し写真を2枚添付し、速やかに事務局に提出してください。1事業ごとの提出をお願いします。



子どもたちの「やってみたい!」をお待ちしています♪

【お申し込みと問い合わせは】

神門地区青少年育成協議会まで

(事務局) 神門コミュニティセンター内 担当: 香川

TEL (0853) 21-1038